

ハイライト：
・平成25年度税制改正について取り上げます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次：

ご挨拶	1
交際費課税の特例の拡充	1
所得拡大促進税制の創設	2
商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設	2

寒さも和らぎ、ようやく過ごしやすい季節となりました。桜前線の便りが今から楽しみです。第53号では、平成25年度税制改正について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。



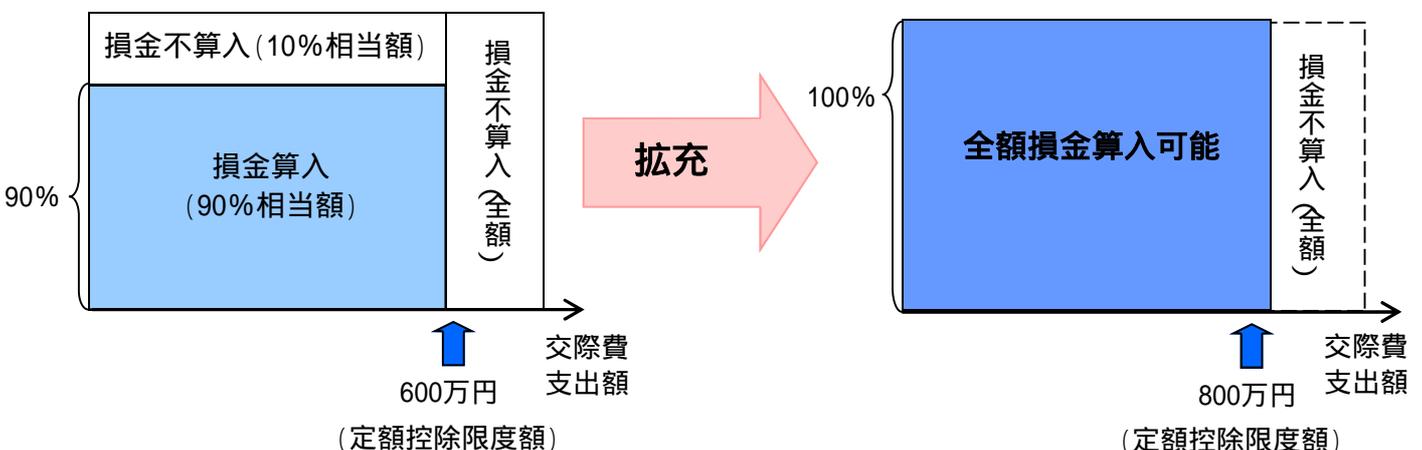
公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成25年度税制改正について(法人課税関係)

平成25年度税制改正大綱が1月29日に閣議決定されました。平成26年4月1日からの消費税の増税が間近になっていますが、法人課税関係では減税制度が複数創設されています。以下、企業等に関する内容を紹介します。

交際費課税の特例の拡充(^_^)

中小企業 の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を800万円(現行600万円)に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行10%)が廃止になります。適用期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度が対象となります。



中小企業とは、資本金1億円以下の法人。ただし、資本金5億円以上の法人の100%子会社は除かれます。

< 出典：中小企業庁HP >

所得拡大促進税制の創設(^_^)

青色申告法人で、国内雇用者に対する給与等を増加させた場合、一定の要件を満たすと税額控除の適用が受けられる制度です。適用期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度です。

適用要件	以下の ~ を全て満たす必要があります。 基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上給与等支給額が増加 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと
税額控除	法人税額の10%を限度とし、給与等の支給増加額の10% (中小企業等は20%)
国内雇用者	法人の使用人(法人役員及びその役員の特殊関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する雇用者
給与等支給額	各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額
基準事業年度	平成25年4月1日以後最初に開始する各事業年度の直前の事業年度

雇用促進税制(雇用者数を増やした場合、一定額を税額から差し引くことのできる制度)とは選択適用となります。

(例) 3月決算の中小企業法人、基準事業年度は平成25年3月期

平成25年3月期: 給与等支給額180万円、従業員5名、平均給与等36万円

平成26年3月期: 給与等支給額320万円、従業員8名、平均給与等40万円

雇用者給与等支給増加額 = 320万円 - 180万円 = 140円

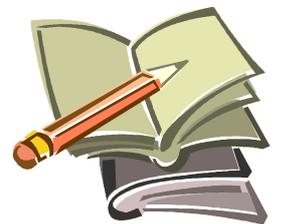
適用要件 140万円 ÷ 180万円 = 77.7% 5%

適用要件 320万円 180万円

適用要件 40万円 36万円

~ すべての要件を満たしているため、適用可能

税額控除額は、(320万 - 180万) × 20% = 28万円 但し、法人税額の10%が限度

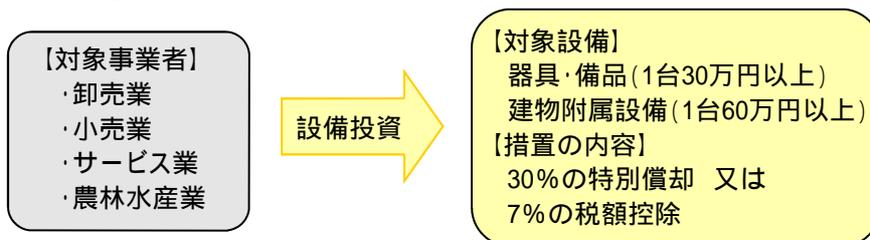


商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設(^_^)

青色申告書を提出する中小企業等が店舗改修等のために、商工会議所や認定経営革新等支援機関等の助言を受けて設備投資を行った場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(法人税額の20%を限度)できる制度です。平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用可能です。

弊事務所は、認定支援機関です。

< 出典: 財務省HP >



税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業、協同組合、公益法人等に限りません。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp